

四日市市告示第 1 1 2 号

四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱(平成 2 0 年四日市市告示第 9 0 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の申請及び決定)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の利用の決定をする際、当該利用が家族の就労、疾病、その他やむを得ない事情により、日中一時支援の指定がある市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 5 条第 7 項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)の指定を受けた事業所にて生活介護のサービス提供終了後の夕方の時間帯における日中一時支援の利用を含む場合において、市長が定める支援の利用回数については、月 1 0 回を上限とする。</u></p> <p><u>4 市長は、第 2 項の規定により利用の決定をしたときは、地域生活支援事業受給者証(第 3 号様式。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。</u></p>	<p>(利用の申請及び決定)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>前項</u>の規定により利用の決定をしたときは、地域生活支援事業受給者証(第 3 号様式。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。</p>

(有効期間)

第4条 (略)

2 前条第4項の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、有効期間満了後も引き続き利用の継続を希望するときは、前条第1項の利用申請書により有効期間満了日までに改めて市長に申請しなければならない。

(有効期間)

第4条 (略)

2 前条第3項の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、有効期間満了後も引き続き利用の継続を希望するときは、前条第1項の利用申請書により有効期間満了日までに改めて市長に申請しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。